

令和3年8月26日

保護者の皆様へ

北広島市長 上野 正三

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための家庭保育のお願いについて

日頃より本市保育行政の推進にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

報道等でご存知の方も多いかと存じますが、8月27日（金）から北海道にも「緊急事態宣言」が発令されることとなりました。本市におきましても、10～30歳代の若年層や家庭内感染による子どもの感染が増えており、予断を許さない状況となっております。

つきましては、更なる感染拡大防止対策として、保護者の皆様へ下記のとおり可能な範囲での家庭保育にご協力いただきますようお願いいたします。

お子さんや保護者の皆様はもちろん、施設職員の健康や命を守るため、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 家庭保育について

令和3年8月27日（金）から9月12日（日）までの間、保護者が家庭で監護できる場合など可能な範囲での家庭保育にご協力をお願いいたします。

保育が必要な方におかれましては、通常どおり各保育施設・学童クラブで受入れを行います。

また、今後の情勢により期間等が変更となる場合は、改めてお知らせいたします。

2 保育料・学童保育料について

令和3年8月27日（金）から9月12日（日）までの期間に登園（登所）しなかった場合は、理由を問わず日割り計算により減額いたします。詳しくは、別途お配りする資料をご覧ください。

3 その他

引き続き、ご家庭でのお子さんの体調管理に十分留意するとともに、在籍している保育施設等との情報共有の徹底をお願いいたします。

お子さんに発熱や呼吸器症状の発症などの体調不良時には保育施設等の利用はできません。

なお、利用ができない期間は、発熱等が認められた場合は解熱後24時間が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでとなります。

また、保育施設等への連絡が必要な場合については、裏面をご確認ください。

保育施設等への連絡について（保育施設をお休みいただくことについて）【再掲】

保育施設への連絡事由		お休みいただく期間
(1)	お子さんが新型コロナウイルス感染症に感染した場合	治癒または保健所等から指示のあった健康観察期間の間
(2)	同居のご家族が感染した場合・お子さんが濃厚接触者に特定された場合	感染者と最後に接触してから 2 週間または保健所等から指示のあった健康観察期間の間
(3)	同居のご家族が濃厚接触者に特定された場合	保健所等から指示のあった健康観察期間の間 (本来お子さんに行動の制限はありませんが、保育施設等におきましては密集・密接を避けられないことから感染拡大防止のための措置としてご理解ください。)
(4)	お子さんまたは同居のご家族が PCR 検査等を受ける場合	検査結果（陰性）が判明するまでの間

＊健康観察期間の間や検査結果が判明するまでの間は、健康観察等の対象となった方がお子さんの送迎をすることはお控えください。

【問い合わせ】 保育施設について 子ども家庭課（電話 372-3311 内線 2208）

学童クラブについて 子育て・学童担当（電話 372-3311 内線 2203）